

関西圏における期間限定三重県情報発信拠点の開設及び運営等業務委託企画提案コンペに係る質問への回答

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
1	業務仕様書	3	4(1)④ (ウ)	「委託販売手数料をはじめ、商品を販売した際に発生する収益は、受託者の収益とする。なお、実際の仕入方法及び手数料等の詳細については、県及び仕入れ先と協議のうえ決定すること。」とあるが、収益・手数料の目安はあるか。 受託者側の見積計算に必要であるため知りたい。	収益・手数料については、県が指定するものではなく、受託者決定後、県及び仕入先と協議のうえ決定します。お見積りの際は、本事業に係る全ての業務を県から支払われる委託料と販売収益で実施できるよう金額設定いただきますようお願いいたします。なお、参考事例として、千葉県が実施する「期間限定千葉県アンテナショップ設置・運営・物販業務委託」では、委託販売の際の手数料は販売希望価格の20%を想定しています。